開発許可後の留意事項

1 着手届

当該開発行為に関する工事に着手したときは、速やかに開発行為着手届(第10号様式)を提出してください。 なお、開発区域の面積が1~クタール以上のものは、工事工程表を添付してください。

2 標識の設置

当該工事の期間中は、施行地区の見やすい場所に必ず次の許可標識を設置してください。

都市計画法に基づく開発許可済						
開発許可年月日 及び許可番号	年 月 日 春建第 5 一 号					
許 可 権 者	春日井市長 (氏名)					
開発区域に含まれる地 域の名称	春日井市					
許可を受けた者の住所及び氏名 (名称及び代表者氏名)						
工事施行者の住所及び氏名 (名称及び代表者氏名)						
工事予定期間	年 月 日から 年 月 日まで					

備考

- 1. 自己用の場合は、 縦25cm以上、横35cm以上とすること。
- 2. その他の場合は、 縦80cm以上、横120cm以上とすること。

3 工程報告・中間検査(検査は、原則毎週水曜日の午後に行います。)

工事が次に掲げる工程に達する3日前までに、建築指導課 (0568-85-6326) に電話等で報告してください。 必要に応じ中間検査を実施します。

- (1) 高さ2m以上の練積み造の擁壁を設置する場合において、基礎を完了するとき。
- (2) 鉄筋コンクリート造の擁壁を設置する場合において、配筋を完了するとき。
- (3) 無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合において、型枠を完了するとき。
- (4) 暗渠を設置するとき。
- (5) 側溝を設置するとき。
- (6) その他あらかじめ市長が指定する工程。(排水管埋設工事など主に見えない部分の施工)

4 工事記録写真

別紙のとおり

5 工事完了検査(検査は、原則毎週水曜日の午後に行います。)

工事 (開発区域を工区に分けたときは工区)が完了したときは、工事完了届出書 (様式第四) に下記の図書を 添え検査の前週までに建築指導課へ提出して、検査を受けてください。

検査の結果、工事が許可となった開発計画に適合していると認められたときは、検査済証を交付し、その旨を公告します。

なお、公共施設がある場合は、関係課に公共施設の土地の所有権移転に必要な図書を事前に提出してください。

- (1) 確定平面図(縮尺1/1,000以上)
- (2) 公共施設表示図(縮尺1/500以上) 公共施設完了届出書(様式第五) ※公共施設がない場合は不要。
- (3) 工事記録写真(上記4に示すもの)

6 工事中の建築制限

開発区域内の土地においては、工事の完了公告があるまでは建築物等を建築することが制限されます。 (ただし、建築制限解除承認申請(第11号様式)により市長の承認を受けることで建築物の制限が解除されます。)

7 開発行為の変更

既に許可を受けた開発行為の内容を変更する場合は、事前に建築指導課と協議してください。 変更許可申請(第8号様式)または変更届(第9号様式)が必要となります。

8 その他

開発許可書を受け取る際に、開発登録簿用に土地利用計画平面図を1部提出してください。【 設計者印は不要】

工事記録写真(開発)

工事が次の工程に達したときは、工事写真を撮影して工程の順に写真帳にて整理してください。

(1)) 許可標識の掲示状況【 遠景】 【 近景 】 (許可標識に変更があれば、すべての変更状況)			
(2)	工事の全景	【 着手前 】 【 完了後 】		
(3)	丁張及び床掘	【根入深が判読できること】 【幅寸法が判読できること】		
(4)	各種の構造物の基礎	【砕石・コンクリー	川できる遠景】 トなどの幅寸法が判読できること】 トなどの厚み寸法が判読できること】	
(5)	各種の構造物の配筋	• , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	読できること】 『さが判読できること】	
(6)	各種の構造物のコンク	リート打設	【コンクリートの打設状況】	
(7)	各種の構造物の仕上	がり状況	【 幅寸法が判読できること 】 【 厚み寸法が判読できること 】	
(8)	裏込栗石又は透水マ	ット設置状況 (裏込) (マット)		
(9)			に撒き出した転圧状況 】 出し転圧したすべての層の転圧完了	
(10)雨水排水施設と、その	の排水先との取付き	部 【最終桝の泥溜め15cm以_ 【管口仕上げ完了】	上確認】 □
(11)工事完了後の境界板	t 【 既設、	, 新設すべての標示 】	
(12)給水、公共下水道(汚水) 【引き込	み完了が確認できること】(近景・	・遠景) □
(13)その他市長が必要と	するもの		П